

# 資 料

(令和3年(2021年)3月31日現在)

# 1 北海道教育委員会の組織

(北海道教育庁組織規則抜粋 令和2年(2020年)7月28日改正)

## 機 構

### ●各課所掌事務

#### 総務政策局

##### 総 務 課

- 1 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- 2 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
- 3 教育長の人事（任免及び給与の支給を除く。）に関すること。
- 4 教育長の秘書に関すること。
- 5 事務局の職員及び道立学校以外の所管機関の職員の任免、分限（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1項又は北海道職員等の分限二冠する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。）、服務、人事記録その他の人事（教職員局教職員事務課の所掌に属するものを除く。）、研修及び表彰に関すること。
- 6 道立学校の職員（教育職給料表の適用を受ける者を除く。）の任免、分限、服務、人事記録及び研修に関すること。
- 7 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限（地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。）に関すること。
- 8 公印を作成し、並びに教育委員会及び教育長の公印を保管すること。
- 9 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。
- 10 所管行政の事務能率の増進に関すること。
- 11 行政改革に関すること（他の本庁の課（幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。以下「他課」という。）の所掌に属するものを除く。）。
- 12 改善プログラムの推進管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 13 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
- 14 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
- 15 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
- 16 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
- 17 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
- 18 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- 19 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県

費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。

- 20 公文書類を受け、発送し、及び教育委員会公報を発行すること。
- 21 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
- 22 本庁の職員の厚生及び福利に関すること。
- 23 教育委員会の予算案を作成する等予算の総括に関すること。
- 24 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
- 25 議会に関すること。
- 26 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与及び旅費の制度並びに職務の級及び号俸の決定に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 27 前各号に定めるもののほか、教育委員会の所掌事務で他の所掌に属しない事務を処理すること。
- 28 総務課担当課長は、総務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
  - ア 教育委員会の会議及び委員に関すること。
  - イ 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
  - ウ 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
  - エ 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
  - オ 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
  - カ 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
  - キ 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
  - ク 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
  - ケ 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。
  - コ 教育委員会公報を発行すること。
  - サ 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
  - シ 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
  - ス 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限（地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。）に関すること。

##### 施 設 課

- 1 道立の文教施設の整備及び保全に関すること（学校教育局健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 道立高等学校の水産に関する専門教育を行うための船

船（以下「実習船」という。）の建造及び整備に関する  
こと。

- 3 事務局の職員及び所管機関の職員に貸与する住宅の整備及び管理に関すること。
- 4 教育財産の取得及び管理に関すること。
- 5 道立の文教施設の建築についての専門的技術的事項に関すること。
- 6 市町村立高等学校の施設に関し、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）による国の補助に関する事務を処理すること。
- 7 市町村立の文教施設の建築に関し、専門的技術的事項について審査を行い、並びに指導及び助言を与えること。
- 8 市町村立学校の施設及び設備に関し、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）その他の法律及び予算措置による国の負担及び補助に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 市町村立の小学校及び中学校の職員のための住宅の整備に関すること。

#### 教育政策課

- 1 所管行政の基本的施策及び総合的な計画に関する  
こと。
- 2 所管行政の総合調整に関すること。
- 3 教育委員会の所掌事務についての一般的調査統計  
及び基幹統計に関すること。
- 4 情報化の推進に関する企画及び総合調整に関する  
こと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 5 所管行政の広報、広聴及び相談に関すること。
- 6 道立学校の職員及び県費負担教職員の定数に関する  
こと。
- 7 道立の特別支援学校の各部の学級の編制及びその  
変更に関すること。
- 8 市町村立の小学校及び中学校並びに特別支援学  
校の小学部及び中学部並びに指定都市立特別支援  
学校の高等部の学級の編制及びその変更について  
届出を受け、市町村立の特別支援学校の高等部（指  
定都市立特別支援学校の高等部を除く。）の学級  
の編制及びその変更について認可を与えること。
- 9 北海道教育推進会議に関すること。

#### 生涯学習推進局

##### 生涯学習課

- 1 生涯学習推進体制の整備についての調査、企画及  
び調整に関すること。
- 2 生涯学習推進体制の整備及び普及のための補助に  
関すること。
- 3 リカレント教育の推進についての調査、企画及び  
調整に関すること。
- 4 社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 講座の開設及び研究集会、講習会、展示会その  
他の催しの主催又はこれへの参加に関するこ  
と。

イ 通信教育及び視聴覚教育に関すること。

ウ その他社会教育の向上及び普及に関すること。

- 5 市町村における社会教育に関し、次に掲げる事務  
を行うこと。

ア 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育に  
関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、  
指導及び助言を与えること。

イ 社会教育のための講座の開設及び研究集会、講  
習会、講演会、展示会その他の催しの開催並びに  
その奨励に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 社会教育主事、社会教育委員、公民館の職員そ  
の他の社会教育関係職員の研究集会その他研修  
に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主  
催すること。

エ 社会教育主事その他の職員を派遣すること。

オ 社会教育のための補助に関すること。

- 6 社会教育関係団体又は私立図書館（図書館同種施  
設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助  
言を与えること。

- 7 子どもの読書活動の推進に関すること。

- 8 社会教育のための補助及び学校教育における視聴  
覚教育のための補助に関すること。

- 9 社会教育に関し、社会教育法（昭和24年法律第207  
号）その他の法律及び予算措置による国の補助に  
関する事務を処理すること。

- 10 P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第  
42号）の規定に基づく共済事業に関すること。

- 11 北海道生涯学習審議会及び北海道社会教育委員に  
関すること。

- 12 北海道立生涯学習推進センターに関すること。

- 13 北海道立図書館に関すること。

- 14 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、  
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北  
海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森、北海道  
立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立  
青少年体験活動支援施設ネイパル足寄及び北海道  
立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸に関し、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管  
理者に係る事務及び専門的技術的事項に係る事務を  
行うこと。

- 15 国語の改良に関すること。

- 16 ユネスコ活動に関すること。

- 17 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に  
属する事務で生涯学習に関するものを処理すること  
（他課の所掌に属するものを除く。）。

## 文化財・博物館課

- 1 文化財の保存及び活用に関し、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれへの参加に関する事務を行うこと。
- 2 史跡名勝天然記念物の仮指定、埋蔵文化財の発掘等国の文化財の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 3 道内の文化財（国及び市町村の指定した文化財を除く。）の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 4 美術品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の登録に関する事務を処理すること。
- 5 市町村における文化財に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 埋蔵文化財センターその他の文化財の保存及び活用に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 文化財の保存及び活用に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 文化財保護主事その他の職員を派遣すること。
  - エ その他文化財の保存及び活用に関すること。
- 6 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。
- 7 文化財の保存及び活用に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及びその他の法律並びに予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 8 文化財の保存及び活用に関し、援助及び助言を与えること。
- 9 文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘についての専門的技術的事項に関すること。
- 10 北海道文化財保護審議会に関すること。
- 11 市町村立博物館の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 12 私立博物館（博物館相当施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
- 13 博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する事務を行うこと。
- 14 北海道立近代美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館及び北海道立帯広美術館に関すること。
- 15 北海道立北方民族博物館、北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館に関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務及び資料の調査研究等の専門的技術的事項に係る事務を行うこと。
- 16 北海道立埋蔵文化財センターに関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務を行うこと。
- 17 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で文化財及び博物館に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

## 幼児教育推進局

### 幼児教育推進センター

- 1 幼児教育の質の向上に係る調査研究及び企画に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 幼児教育施設における教育活動に対する指導及び助言に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼児教育の質の向上に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

## 学校教育局

### 高校教育課

- 1 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - ア 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
  - イ 生徒の入学、転学及び退学に関すること。
  - ウ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
  - エ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
  - オ 教具その他の設備の整備に関すること。
  - カ 授業料その他の費用の徴収及び運営費（実習船の管理運営費を含む。）予算に関すること。
  - キ 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。
  - ク その他管理運営に関すること。
- 2 渡島教育局の行う水産に関する専門教育に関し、指導及び助言を与えること。
- 3 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 4 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - ア 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号並びにこの項の第5号、第10号及び第19号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 高等学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
  - エ 生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

- オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
- カ 管理運営のための補助に関すること。
- 5 市町村立の高等学校の設備等に関し、産業教育振興法及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 6 公立の高等学校の入学者の選抜方法及び道立中等教育学校の入学者の選考方法に関すること。
- 7 道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと。
- 8 道立学校の研究指定校に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 学校教育における教育実践の向上に顕著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。
- 10 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。
- 11 高等学校教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 12 国際交流の推進についての企画及び調整に関すること。
- 13 国際理解教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 14 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 15 北海道産業教育審議会に関すること。
- 16 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
- 17 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
- 18 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 19 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で高等学校における教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 20 高校教育課担当課長は、高校教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
  - ア 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
    - (P) 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
    - (イ) 授業料その他の費用の徴収に関すること。
    - (ウ) 学校の管理運営に係る規程・調査等の調整その他管理運営に関すること。
  - イ 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
  - ウ 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

- (P) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項の第5号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- (イ) 管理運営のための補助に関すること。
- エ 学校教育における教育実践の向上に顕著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。
- オ 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。
- カ 国際交流の推進についての企画及び調整に関すること。
- キ 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- ク 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
- ケ 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
- コ 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 義務教育課

- 1 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - ア 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
  - エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
  - オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
  - カ 管理運営のための補助に関すること。
- 3 教科書展示会を開催し、道内の学校の教科書の需要数を報告する等の教科書の発行に関する事務を行うこと。

- 4 義務教育諸学校において使用する教科用図書に関し、無償給付及び給与に関する事務を行い、採択に関する指導、助言及び援助を与え、並びに採択地区の設定に関する事務を行うこと。
- 5 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び予算措置による国の補助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。
- 6 市町村教育委員会並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校における学校改善プランの活用への支援に関すること。
- 7 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 8 北海道教科用図書選定審議会に関すること。
- 9 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。
- 10 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 11 義務教育課担当課長は、義務教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
  - ア 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
  - イ 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
    - (ア) 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
    - (イ) 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の組織編制及び教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
    - (ウ) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
    - (エ) 管理運営のための補助に関すること。
  - ウ 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る

る就学奨励についての国の援助に関する法律及び予算措置による国の補助に関する事務（学校保健安全法第24条及び学校給食法第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。

- エ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。
- オ 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。

#### 特別支援教育課

- 1 道立の特別支援学校に就学する児童生徒等に関し、入学期日を通知し、就学させるべき特別支援学校を指定し、区域外就学の届出を受理する等の就学義務に関する事務を行うこと。
- 2 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - ア 整備計画に関すること。
  - イ 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
  - ウ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
  - エ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
  - オ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
  - カ 教具その他の設備の整備に関すること。
  - キ 運営費予算に関すること。
  - ク 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。
  - ケ その他管理運営に関すること。
- 3 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 市町村における特別支援教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - ア 特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 特別支援学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
  - エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
  - オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
  - カ 管理運営のための補助に関すること。

- 5 道立、市町村立及び私立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等の児童及び生徒に関し、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 6 特別支援教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 7 北海道教育支援委員会に関すること。
- 8 北海道立特別支援教育センターに関すること。
- 9 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で特別支援教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 教育環境支援課

- 1 学校教育の情報化の推進に関すること。
- 2 教職員研修計画の策定及び研修体系の検証・改善に関すること。
- 3 教職員の計画研修に係る企画及び総合調整に関すること。
- 4 北海道立教育研究所に関すること。
- 5 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。
- 6 教育環境支援課遠隔授業準備室においては、教育環境支援課の所掌事務のうち、遠隔授業の配信機能の集中化に関する事務をつかさどる。

#### 健康・体育課

- 1 道立学校における体育、学校保健及び学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 体育、学校保健及び学校給食の指導に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 保健管理及び学校給食の実施に関すること。
  - ウ 施設及び設備の整備に関すること（総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。）。
  - エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - オ その他体育、学校保健及び学校給食に関すること。
- 2 市町村における体育、学校保健及び学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 市町村立学校の施設及び設備の整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 市町村立学校における体育、学校保健及び学校給食の指導に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 保健管理の向上及び学校給食の普及充実に関し、指導及び助言を与えること。
  - エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他

課の所掌に属するものを除く。）。

オ 指導主事その他の職員を派遣すること。

カ 体育、学校保健及び学校給食のための補助に関すること。

- 3 市町村立学校に関し、学校保健安全法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）及び予算措置による国の補助に関する事務（義務教育課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。
- 4 学校における体育、学校保健及び学校給食に関する団体の補助に関すること。
- 5 北海道学校保健審議会に関すること。
- 6 全国高等学校総合体育大会に関すること。
- 7 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で学校における体育、学校保健及び学校給食に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 8 健康・体育課担当課長は、健康・体育課の所掌事務のうち、全国高等学校総合体育大会に関する事務をつかさどる。

#### 生徒指導・学校安全課

- 1 道立学校における生徒指導及び学校安全に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 生徒指導及び学校安全に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に関すること。
  - ウ 校長、教諭、養護教諭その他の関係職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - エ その他生徒指導及び学校安全に関すること。
- 2 市町村における生徒指導及び学校安全に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 市町村立学校における生徒指導及び学校安全に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 校長、教諭、養護教諭その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - エ 指導主事その他の職員を派遣すること。
  - オ 生徒指導及び学校安全のための補助に関すること。
- 3 生徒指導及び学校安全に関する団体の補助に関すること。
- 4 前3号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生徒指導及び学校安全に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

## ICT教育推進局

### ICT教育推進課

- 1 道立学校における児童生徒用情報端末の普及に関する  
こと。
- 2 公立の小学校及び中学校並びに道立の高等学校及び特  
別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の  
検討及び推進に関すること。
- 3 ICT教育推進課担当課長は、ICT教育推進課の所  
掌事務のうち、次の事務をつかさどる。  
ア 公立の小学校及び中学校の児童生徒用情報端末を  
活用した教育活動の検討及び推進に関すること。  
イ 道立の特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用し  
た教育活動の検討及び推進に関すること。

## 教職員局

### 教職員課

- 1 道立学校の職員の任免、分限（地方公務員法第28  
条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条  
例第1条の2の規定による休職に限る。次号におい  
て同じ。）、服務、人事記録その他の人事及び研修に  
関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。  
2 県費負担教職員の任免、分限等の任命権の行使、  
服務の監督の技術的な基準及び研修に関すること（他  
課の所掌に属するものを除く。）。  
3 公立学校の教員の選考検査に関すること。  
4 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること（他  
課の所掌に属するものを除く。）。  
5 学校職員の評価に関すること。  
6 教育職員の免許状及び教育職員検定に関すること。  
7 学校の働き方改革に関すること。  
8 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程  
を含む。）並びに特別支援学校の中等部及び高等部の部  
活動に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。  
9 職員団体に関すること。  
10 職員制度の調査研究に関すること。  
11 教職員課担当課長は、教職員課の所掌事務のうち、次  
の事務をつかさどる。  
ア 道立学校の職員の服務に関すること（他課の所  
掌に属するものを除く。）。  
イ 県費負担教職員の服務の監督の技術的な基準に  
関すること。  
ウ 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること  
（他課の所掌に属するものを除く。）。  
エ 学校の働き方改革に関すること。  
オ 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期  
課程を含む。）並びに特別支援学校の中等部及び高等  
部の部活動に関すること（他課の所掌に属するものを  
除く。）。  
12 教職員課職員制度室においては、教職員課の所掌事務  
のうち、次の事務をつかさどる。

ア 職員団体に関すること。

イ 職員制度の調査研究に関すること。

### 教職員事務課

- 1 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の  
職務の級及び号俸の決定の事務に関すること（他課の所  
掌に属するものを除く。）。  
2 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の  
給与に関し、昇格その他任命権者としての事務に関する  
こと（他課の所掌に属するものを除く。）。  
3 教育長の給与並びに事務局の職員、所管機関の職員及  
び県費負担教職員の給与の支給に関すること。  
4 特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用  
職員の報酬等の支給に関すること。  
5 道立学校の職員及び県費負担教職員の給与費の負担に  
関すること。  
6 電子計算機により前号に掲げる職員等の給与に関する  
情報の整理、蓄積、解析その他の処理を行い、及びそれ  
らの結果を利用に供すること。  
7 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の  
諸手当の支給の認定に関すること。  
8 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県  
費負担教職員の旅費の支給に関すること。  
9 教職員事務課担当課長は、教職員事務課の所掌事務の  
うち、次の事務をつかさどる。  
ア 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職  
員の諸手当の支給の認定に関すること。  
イ 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及  
び県費負担教職員の旅費の支給に関すること。

### 福利課

- 1 事務局の職員及び所管機関の職員の保健、厚生及び福  
利に関すること。  
2 県費負担教職員の保健、厚生及び福利に関し、調査し、  
及び企画し、並びに市町村の教育委員会に対し、指導及  
び助言を与えること。  
3 教育関係職員の福祉相談及び労働基準法（昭和22年法  
律第49号）による貯蓄金の管理を行い、並びに勤労者財  
産形成促進法（昭和46年法律第92号）による協力、指導  
等を行うこと。  
4 公立学校共済組合北海道支部に関すること。  
5 教育関係職員の厚生及び福利に関し、互助団体に対し  
指導、助言及び援助を与えること。  
6 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県  
費負担教職員並びに道立学校の学校医、学校歯科医及び  
学校薬剤師の災害補償に関すること。  
7 教育委員会の任命に係る職員であった者の恩給に関す  
る事務を処理すること。



## 2 高等学校への生徒の就学状況

### (1) 入学定員

(単位：人)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中学校卒業生			45,458	45,689	44,989	44,255	42,496
入学定員	国・公立	全日制	35,180	35,140	34,260	33,610	32,290
		定時制	2,360	2,320	2,320	2,320	2,320
		計	37,540	37,460	36,580	35,930	34,610
	私立		11,800	11,660	11,574	11,397	11,257
	計		49,340	49,120	48,154	47,327	45,867
中学校卒業生に対する入学定員の比率(%)			108.5	107.5	107.0	106.9	107.9
公立の募集学級増減数		増	12	22	15	23	14
		減	△ 15	△ 11	△ 21	△ 29	△ 37

### (2) 中学校卒業生に対する入学定員、入学者数の推移

年 度	中卒者に対する入学定員の比率(%)		中卒者に対する入学者数の比率(%)	
		上昇率	北海道	全国
平成28年度	108.5	-0.6	97.3	96.6
平成29年度	107.5	-1.0	97.2	96.4
平成30年度	107.0	-0.5	96.5	96.3
令和元年度	106.9	-0.1	96.5	95.9
令和2年度	107.9	1.0	95.9	95.6

### (3) 公立高等学校等入学者選抜状況

(単位：人)

区 分	令和2年度(令和2年3月実施)			令和3年度(令和3年3月実施)		
	募集人員	受検者	合格者	募集人員	受検者	合格者
全日制	32,210	30,665	27,684	31,090	29,057	26,272
定時制	2,090	1,022	913	2,010	869	830
計	34,300	31,687	28,597	33,100	29,926	27,102

## 3 公立高等学校生徒への学資金貸付事業の概要

区 分	貸付人数(人)	貸付金額(千円)	備 考
(公財)北海道高等学校奨学会奨学金	学年進行による貸付	454	貸付月額 25,000円
	新規貸付	154	20,000円
	計	608	15,000円 10,000円 から選択制
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費	学年進行による貸付	29	貸付月額
	新規貸付	28	14,000円
	計	57	

#### 4 特別支援教育の対象児童生徒の就学状況

区 分	就学者数（人）		
	特別支援学校	特別支援学級	計
視覚障害	123	52	175
聴覚障害	205	77	282
知的障害	5,010	5,471	10,481
肢体不自由	635	253	888
身体虚弱・病弱	40	357	397
言語障害	0	612	612
情緒障害	0	9,242	9,242
合計	6,013	16,064	22,077

#### 5 特別支援教育就学奨励費の概要

(単位(人数) : 人、単位(金額) : 千円)

区 分	教科用 図書 購入費	学校 給食費	交 通 費				現場 実習費	交流 学習費	寄宿舎居住に伴う経費			
			通学費		帰省費				寝具 購入費	日用品等 購入費	食費	
			本人	付添人	本人	付添人						
幼稚部	人数	0	47	40	36	4	4	0	2	1	4	4
	金額	0	2,046	1,741	741	255	567	0	1	5	113	228
小学部	人数	0	1,063	940	686	175	109	0	5	32	65	85
	金額	0	51,270	8,401	8,541	2,560	2,386	0	1	125	2,658	6,400
中学部	人数	0	683	524	302	215	145	14	0	33	78	102
	金額	0	39,662	4,799	3,253	3,447	3,155	8	0	133	2,566	8,315
高等部 (本・別)	人数	2,150	3,139	1,876	338	2,678	208	1,577	0	404	1,050	1,297
	金額	38,037	170,925	88,227	4,284	76,603	6,664	5,811	0	1,801	26,117	119,418
高等部 (専)	人数	30	29	3	0	19	1	0	0	0	16	19
	金額	3,272	1,720	135	0	1,984	106	0	0	0	736	2,218
計(金額)	41,309	265,623	103,303	16,819	84,849	12,878	5,819	2	2,064	32,190	136,579	

区 分	修 学 旅 行 費						職場 実習費 (宿泊費)	学用品 購入費	新入学児 童生徒学 用品費等	ICT機器 加算分	計	
	修学旅行費		校外活動費		宿泊生活訓練費							
	本人	付添人	本人	付添人	本人	付添人						
幼稚部	人数	0	0	22	3	0	0	0	43	0	0	210
	金額	0	0	13	3	0	0	0	252	0	0	5,965
小学部	人数	185	10	293	12	0	0	0	1,007	151	0	4,818
	金額	2,327	100	1,298	51	0	0	0	7,537	4,144	0	97,799
中学部	人数	214	12	221	8	0	0	0	662	198	0	3,411
	金額	4,977	242	1,635	74	0	0	0	8,314	6,705	0	87,285
高等部 (本・別)	人数	636	8	1,045	9	0	0	64	2,631	975	749	20,834
	金額	27,978	251	4,851	68	0	0	391	43,152	45,160	27,020	686,758
高等部 (専)	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,171
計(金額)	35,282	593	7,797	196	0	0	391	59,255	56,009	27,020	887,978	

## 6 学校給食の実施概況

### (1) 学校給食実施状況

種別	区分		給食区分	実施学校数	実施率	在学児童・生徒数	実施率
	学校総数	在学児童・生徒数					
小学校	992	234,679	完全給食	966	97.4	233,653	99.5
			補食給食	8	0.8	538	0.2
			ミルク給食	8	0.8	463	0.2
			計	982	99.0	234,654	99.9
中学校	566	118,886	完全給食	550	97.2	118,308	99.5
			補食給食	4	0.7	303	0.2
			ミルク給食	6	1.1	228	0.2
			計	560	98.9	118,839	99.9
合計	1,558	353,565	完全給食	1,516	97.3	351,961	99.5
			補食給食	12	0.7	841	0.2
			ミルク給食	14	0.9	691	0.2
			計	1,542	99.0	353,493	99.9

(注) 中学校は、中等教育学校前期課程を含む。

### (2) 管内別学校給食実施状況

(小学校)

種別 局名	学校 総 数	在 学 児 童 数	完全給食				補食給食		ミルク給食		合計				未 実 施 校 数
			学 校 数	児 童 数	共同調理場		学 校 数	児 童 数	学 校 数	児 童 数	学 校 数	実 施 率	児 童 数	実 施 率	
					学 校 数	児 童 数									
空知	59	10,928	59	10,928	57	10,093	0	0	0	0	59	100.0	10,928	100.0	0
石狩	263	110,925	260	110,911	62	15,912	0	0	0	0	260	98.8	110,911	99.9	3
後志	57	8,073	57	8,073	51	6,828	0	0	0	0	57	100.0	8,073	100.0	0
胆振	70	17,491	69	17,490	60	17,490	0	0	0	1	69	98.5	17,491	100.0	1
日高	27	2,979	25	2,790	12	1,641	0	0	2	189	27	100.0	2,979	100.0	0
渡島	86	15,644	84	15,640	72	11,774	0	0	0	0	84	97.6	15,640	99.9	2
檜山	20	1,263	12	769	12	769	6	422	2	72	20	100.0	1,263	100.0	0
上川	115	21,439	110	21,270	57	10,634	0	0	3	168	113	98.2	21,438	99.9	2
留萌	17	1,772	14	1,623	9	1,309	2	116	1	33	17	100.0	1,772	100.0	0
宗谷	36	2,703	36	2,703	31	2,230	0	0	0	0	36	100.0	2,703	100.0	0
林-ツ	78	12,267	77	12,261	50	6,061	0	0	0	0	77	98.7	12,261	99.9	1
十勝	87	16,551	87	16,551	74	12,648	0	0	0	0	87	100.0	16,551	100.0	0
釧路	55	9,158	54	9,158	50	9,004	0	0	0	0	54	98.1	9,158	100.0	1
根室	22	3,486	22	3,486	22	3,486	0	0	0	0	22	100.0	3,486	100.0	0
合計	992	234,679	966	233,653	619	109,879	8	538	8	463	982	98.9	234,654	99.9	10

(注) 表中の完全給食のうち、共同調理場分の数字は完全給食の内数である。

(中学校)

種別 局名	学 校 総 数	在 学 生 徒 数	完全給食				補食給食		ミルク給食		合 計				未 実 施 校 数
			学 校 数	生 徒 数	共同調理場		学 校 数	生 徒 数	学 校 数	生 徒 数	学 校 数	実 施 率	生 徒 数	実 施 率	
					学 校 数	生 徒 数									
空知	41	5,940	41	5,940	40	5,636	0	0	0	0	41	100.0	5,940	100.0	0
石狩	137	54,030	134	54,008	37	8,413	0	0	0	0	134	97.8	54,008	99.9	3
後志	36	4,246	36	4,246	31	3,590	0	0	0	0	36	100.0	4,246	100.0	0
胆振	43	8,974	43	8,974	37	8,974	0	0	0	0	43	100.0	8,974	100.0	0
日高	15	1,579	14	1,492	8	867	0	0	1	87	15	100.0	1,579	100.0	0
渡島	40	7,949	40	7,948	37	7,326	0	0	0	0	40	100.0	7,948	99.9	0
檜山	10	694	6	413	6	413	3	252	1	29	10	100.0	694	100.0	0
上川	60	11,367	57	11,266	46	10,217	0	0	3	92	60	100.0	11,358	99.9	0
留萌	12	899	9	828	6	691	1	51	1	20	11	91.6	899	100.0	1
宗谷	22	1,482	22	1,482	18	1,195	0	0	0	0	22	100.0	1,482	100.0	0
林-ツ	46	6,202	45	6,187	40	5,748	0	0	0	0	45	97.8	6,187	99.7	1
十勝	48	8,600	48	8,600	42	6,499	0	0	0	0	48	100.0	8,600	100.0	0
釧路	37	5,040	36	5,040	33	4,923	0	0	0	0	36	97.2	5,040	100.0	1
根室	19	1,884	19	1,884	19	1,884	0	0	0	0	19	100.0	1,884	100.0	0
合 計	566	118,886	550	118,308	400	66,376	4	303	6	228	560	98.9	118,839	99.9	6

(注) 表中の完全給食のうち、共同調理場分の数字は完全給食の内数である。

## (3) ハき地学校給食実施状況

区分 種別	学校総数	在学児童・生徒数	給食区分	実施学校数	実施率	在学児童・生徒数	実施率
小学校	275	15,819	完全給食	265	96.4	15,323	96.9
			補食給食	3	1.1	125	0.8
			ミルク給食	7	2.5	371	2.3
			計	275	100.0	15,819	100.0
中学校	156	8,379	完全給食	151	96.8	8,172	97.5
			補食給食	1	0.6	51	0.6
			ミルク給食	4	2.6	156	1.9
			計	156	100.0	8,379	100.0
合 計	431	24,198	完全給食	416	96.5	23,495	97.1
			補食給食	4	0.9	176	0.7
			ミルク給食	11	2.6	527	2.2
			計	431	100.0	24,198	100.0

#### (4) 学校給食施設設備状況

学校施設環境改善交付金	交 付 実 績		設置者数	箇所数
	施設総事業費	交付金額		
学校給食施設の新増築 (単独校調理場)	千円 238,618	千円 64,755	市町村 2	箇所 6
学校給食施設の新増築 (共同調理場)	500,069	249,653	3	3
学校給食施設の改築 (単独校調理場)	601,750	136,514	2	6
学校給食施設の改築 (共同調理場)	1,107,682	353,127	3	3
計	2,448,119	804,049	10	18

(注) 道立学校及び市町村立高等学校に係わる整備費を除く。

#### (5) 夜間定時制高等学校給食実施状況 (道立、市町村立)

区 分	総 数	完全給食	補食給食	計	未実施
学校数	34校	32校 (94.1%)	2校 (5.9%)	34校 (100.0%)	0校 (0.0%)
生徒数	1,745人	1,251人 (71.7%)	40人 (2.3%)	1,291人 (74.0%)	454人 (26.0%)

(注) 給食実施数は申出による人数である。(未実施数には未申出者を含む。)

## 7 令和2年度（2020年度）研究指定校等一覧

### (1) 文部科学省研究指定校等

#### [教育課程研究指定校事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い、もって学校における学習指導の改善充実及び教育課程の基準の改善等に資する。	R元～R2	網走南ヶ丘高校（カリキュラム・マネジメント）
	R2～R3	七飯高校（国語） 稚内高校（公民） 富良野高校（数学） 留萌高校（保健体育） 札幌北高校、釧路江南高校（総合的な探究の時間） 浦河高校（特別活動） 函館工業高校（工業）

#### [スーパーサイエンスハイスクール（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、もって、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図る。	H27～R2	室蘭栄高校 旭川西高校
	H29～R3	北見北斗高校
	H30～R4	釧路湖陵高校
	R元～R5	滝川高校
	R2～R6	札幌啓成高校 函館中部

#### [地域との協働による高等学校教育改革推進事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
高等学校等と市町村、高等教育機関、産業界等が協働してコンソーシアムを構築し、高等学校等における地域課題の解決等の探究的な学びを通して、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けるとともに、地域への課題意識や貢献意識をもち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、新たな時代を地域から分厚く支えることのできる人材の育成を図る。	R元～R3	登別明日中等教育学校（グローバル型 指定校） 稚内高校、湧別高校（地域魅力化型 アソシエイト校）

#### [がんの教育総合支援事業（健康・体育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
がん教育に関する教職員及び外部講師の質の向上や指導方法の充実を中心に、がん教育を推進する。	R 2	北見市立常呂中学校 北海道穂別高等学校

#### [オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（健康・体育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
オリンピック・パラリンピック教育を通じて、国際的な視野や共生の視点に立ったスポーツの価値や効果などの理解を深め、国際的な視野をもって世界の平和に向けて貢献できる人材の育成を図る。	R2	滝川市立江部乙小学校 東川町立東川小学校 恵庭市立島松小学校 興部町立興部小学校 白老町立竹浦小学校 池田町立池田小学校 北斗市立谷川小学校

#### [研究開発学校（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
小規模校や離島の高校の教育水準の維持向上を図るため、全日制及び定時制課程高校におけるメディアを利用して行う遠隔授業の対面により行う授業時数を緩和した単位認定の在り方並びに指導方法についての研究開発を行う。	H29～R3	夕張高校 平取高校 南茅部高校 下川商業高校 豊富高校 礼文高校 常呂高校 阿寒高校 寿都高校 (協力校) 有朋高校

#### [新時代における先端技術導入実証事業（教育環境支援課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
多様性ある学習環境や専門性の高い授業の実現等、質の高い学習の実現や遠隔会議の活用による業務の効率化等に資することが期待され、教員研修などで遠隔教育システムの活用を促進することにより、児童生徒の学びの質の向上や業務の効率化を図る。	R2	幌延町立幌延中学校 幌延町立問寒別中学校

## (2) 北海道教育委員会研究指定校等

### 〔高等学校OPENプロジェクト（高校教育課）〕

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
本道の基幹産業を支える人材や、地域を守り支えていく人材を育成するため、地域の自治体や企業、産業界などの関係機関等と協働し、生徒が地域社会の一員との意識を持ちながら、地域の課題を解決するためのテーマを設定し、地域とともに解決を図る実践研究を行い、成果を全道に広く普及することにより、本道におけるキャリア教育や産業教育の充実を図る。	H30～R2	滝川工業高校 小樽未来創造高校 余市紅志高校 白老東高校 静内農業高校 八雲高校 函館水産高校 旭川農業高校	留萌高校 礼文高校 津別高校 北見工業高校 帯広工業高校 標茶高校 羅臼高校

### 〔国際水準GAP教育推進プロジェクト（高校教育課）〕

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
将来の北海道の農業を支え、地域の農業振興を担う人材を育成するため、国際水準のGAP認証取得や、地域農産物の国際的な取引に関する指導方法等についての実践研究を行い、成果を全道に広く普及することにより、本道における農業教育の充実を図る。	H30～R2	岩見沢農業高校 帯広農業高校	旭川農業高校

### 〔専門高校フューチャープロジェクト（高校教育課）〕※新規

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
将来の本道産業を支える人材を育成するため、農業高校と工業高校が大学や企業等と連携し、地域産業の課題解決に必要な資質・能力を育成するための実践研究を行い、成果を全道に広く普及することにより、本道における実践的な職業教育の充実を図る。	R2～R4	岩見沢農業高校	札幌工業高校

### 〔就職指導の改善に関する研究（高校教育課）〕

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
今日的な就職指導に当たっては、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力の育成が必要であることから、実践研究校を指定し、社会や職業への円滑な移行に向けた調査研究を行い、高等学校における就職指導の改善・充実を図る。	R2	美唄尚栄高校 伊達高校 大樹高校	余市紅志高校 常呂高校 白糠高校

### 〔地域医療を支える人づくりプロジェクト事業（高校教育課）〕

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
将来における本道の地域医療を支える人材を育成するため、医学部への進学を目指す道立高等学校の生徒に対して、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供し、地域医療を担う使命感を育成するとともに、教育課程や指導方法の改善・充実を図ることにより、進路希望の実現に向けた効果的な学習支援に努め、もって本道の高等学校教育全体の活性化に資する。	R元～R3 指定校	岩見沢東高校 室蘭栄高校 函館中部高校 北見北斗高校 釧路湖陵高校	小樽潮陵高校 苫小牧東高校 旭川東高校 帯広柏葉高校

### 〔高等学校における特別支援教育支援員配置事業（高校教育課）〕

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置する。	R2	岩見沢東高校 千歳北陽高校 小樽桜陽高校 旭川北高校（定時制） 帯広柏葉高校 別海高校	江別高校 恵庭南高校（定時制） 名寄高校 訓子府高校 追分高校 阿寒高校

### 〔北海道高等学校「未来を切り拓く資質・能力を育む高校教育推進事業」（高校教育課）〕

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
新学習指導要領の実施に向け、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するため、生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。	R元～R3	【モデル校事業】 札幌南高校 【プロジェクト研究事業】 札幌西陵高校 伊達高校 大樹高校	蘭越高校 芽室高校

**[小規模総合学科等の高校魅力化推進事業（高校教育課）]**

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
小規模となった総合学科設置校、単位制導入校及び連携型中高一貫教育導入校等が実施する高校の魅力化に向けた取組を支援し、これらの高校の教育環境の充実を図るとともに、その成果の普及を図ることにより、本道の高校教育全体の活性化に資する。	R2	美唄尚栄高校 森高校 標茶高校 砂川高校 上川高校 鹿追高校	余市紅志高校 斜里高校 浦河高校 鶴川高校 湧別高校 羅臼高校

**[プログラミング教育事業（教育環境支援課）]**

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
プログラミング教育に係る小学校教員の指導力向上を図る取組や研究実践校が作成した実践の成果等を収集し、広く啓発する取組を通して、小・中・高を通じたプログラミング教育の充実を図る。	R元～R3 指定校	岩見沢市立岩見沢小学校 滝川市立滝川第二小学校 石狩市立紅南小学校 倶知安町立西小学校 小樽市立手宮中央小学校 苫小牧市立泉野小学校 浦河町立荻伏小学校 函館市立桔梗小学校 北斗市立大野小学校 厚沢部町立厚沢部小学校	美瑛町立美瑛小学校 旭川市立豊岡小学校 遠別町立遠別小学校 幌延町立幌延小学校 北見市立南小学校 網走市立中央小学校 帯広市立稲田小学校 豊頃町立豊頃小学校 釧路町立遠矢小学校 標津町立川北小学校



[学校力向上に関する総合実践事業（実践指定校）（義務教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名		
管理職のリーダーシップの下で学校改善を推進し、スクールリーダー輩出の仕組みを構築する。	R2 学校指定	滝川市立東小学校	名寄市立名寄南小学校	
		恵庭市立若草小学校	富良野市立富良野小学校	
		恵庭市立恵庭小学校	留萌市立留萌小学校	
		北広島市立大曲小学校	留萌市立港南中学校	
		石狩市立花川小学校	留萌市立東光小学校	
		石狩市立緑苑台小学校	留萌市立緑丘小学校	
		倶知安町立倶知安小学校	稚内市立稚内東小学校	
		小樽市立稲穂小学校	稚内市立稚内南小学校	
		室蘭市立みなと小学校	稚内市立潮見が丘小学校	
		苫小牧市立拓進小学校	北見市立三輪小学校	
		苫小牧市立拓勇小学校	北見市立美山小学校	
		苫小牧市立青翔中学校	網走市立網走小学校	
		登別市立幌別小学校	大樹町立大樹小学校	
		登別市立幌別西小学校	帯広市立啓西小学校	
		伊達市立伊達小学校	釧路市立昭和小学校	
		浦河町立堺町小学校	釧路市立清明小学校	
		北斗市立久根別小学校	釧路市立愛国小学校	
		七飯町立七重小学校	釧路町立富原小学校	
		江差町立南が丘小学校	釧路町立遠矢小学校	
		旭川市立大有小学校	釧路町立富原中学校	
		旭川市立青雲小学校	別海町立別海中央小学校	
		旭川市立近文小学校	別海町立中春別小学校	
		旭川市立陵雲小学校	別海町立上西春別小学校	
		名寄市立名寄小学校		
		R2 地域指定		名寄市立風連中央小学校
				名寄市立中央小学校
				名寄市立名寄中学校
				名寄市立風連中学校
				名寄市立名寄西小学校
				名寄市立名寄東小学校
				名寄市立智恵文小学校
				名寄市立名寄東中学校
				名寄市立智恵文中学校
		留萌市立留萌小学校		
		留萌市立港北小学校		
		留萌市立港南中学校		
		稚内市立稚内南小学校		
		稚内市立稚内港小学校		
		稚内市立稚内中央小学校		
		稚内市立稚内南中学校		
		網走市立網走小学校		
		網走市立潮見小学校		
		網走市立第一中学校		
		網走市立第三中学校		
		大樹町立大樹小学校		
		広尾町立広尾小学校		
		広尾町立豊似小学校		
		大樹町立大樹中学校		
		広尾町立広尾中学校		
		釧路市立清明小学校		
		釧路市立湖畔小学校		
		釧路市立武佐小学校		
		釧路市立青陵中学校		
		根室市立北斗小学校		
		根室市立花咲小学校		
		根室市立成央小学校		
		根室市立柏陵中学校		

※太字は中核校（加配校）

[北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業（実践校）（義務教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
総合的な学習の時間において、郷土に対する愛着等をはぐくむ教育の充実を図る。	R2	夕張市立ゆうばり小学校	湧別町立湧別小学校
		江別市立いずみ野小学校	清水町立清水中学校
		留寿都村立留寿都中学校	厚岸町立太田小学校
		白老町立竹浦小学校	標津町立標津小学校
		平取町立振内小学校	浦臼町立浦臼小学校
		八雲町立熊石小学校	千歳市立北栄小学校
		奥尻町立奥尻小学校	赤井川村立赤井川小学校
		旭川市立神居東小学校	豊浦町立豊浦中学校
		豊富町立豊富中学校	北斗市立茂辺地中学校
		中札内町立中札内小学校	江差町立江差中学校
		白糠町立庶路学園	富良野市立布礼別小学校
		長沼町立長沼中学校	小平町立小平中学校
		恵庭市立恵北中学校	斜里町立知床ウトロ小学校
		苫小牧市立北光小学校	湧別町立芭露学園
		新冠町立新冠中学校	浦幌町立上浦幌中学校
		函館市立神山小学校	標茶町立塘路小学校
		せたな町立若松小学校	根室市立落石中学校
		占冠町立占冠中央小学校	

[発達障がい支援成果普及事業（特別支援教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
通常の学級に在籍する発達障がいのある幼児児童生徒の、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、道内の全ての教員に対し、発達障がいの特性に応じた指導や支援に関する基礎的な知識・技能の習得を図る。	R2	夕張市立コーパーク幼稚園 鹿部町立しかべ幼稚園 認定こども園「きたひやま」 当麻幼稚園 滝上町こども園 土幌町認定こども園 上土幌町認定こども園 羅臼町立羅臼幼稚園 夕張市立ゆうばり小学校 栗山町立栗山小学校 栗山町立角田小学校 栗山町立継立小学校 恵庭市立恵み野小学校 寿都町立寿都小学校 寿都町立潮路小学校 洞爺湖町立とつや小学校 むかわ町立穂別小学校 新冠町立朝日小学校 浦河町立浦河小学校 浦河町立堺町小学校 浦河町立狹伏小学校 浦河町立浦河東部小学校 日高町立日高小学校 日高町立厚賀小学校 日高町立富川小学校 日高町立門別小学校 鹿部町立鹿部小学校 せたな町立瀬棚小学校 比布町立中央小学校 和寒町立和寒小学校 留萌市立東光小学校 中頓別町立中頓別小学校 滝上町立滝上小学校 湧別町立湧別小学校 湧別町立芭露学園(前期) 音更町立音更小学校 土幌町立土幌小学校 土幌町立中土幌小学校 土幌町立上居辺小学校 上土幌町立上土幌小学校 浜中町立霧多布小学校 根室市立花咲小学校 根室市立成央小学校 夕張市立夕張中学校 栗山町立栗山中学校 恵庭市立恵庭中学校 寿都町立寿都中学校 洞爺湖町立洞爺中学校 むかわ町立穂別中学校 新冠町立新冠中学校 浦河町立浦河第一中学校 浦河町立浦河第二中学校 浦河町立狹伏中学校 日高町立日高中学校 日高町立厚賀中学校 日高町立富川中学校 日高町立門別中学校 鹿部町立鹿部中学校 せたな町立瀬棚中学校 比布町立比布中学校 和寒町立和寒中学校 遠別町立遠別中学校 滝上町立滝上中学校 湧別町立湧別中学校 湧別町立芭露学園(後期) 音更町立音更中学校 土幌町立土幌中央中学校 上土幌町立上土幌中学校 浜中町立霧多布中学校 根室市立光洋中学校 根室市立啓雲中学校 北海道夕張高等学校 北海道栗山高等学校 札幌月寒高等学校(定時制) 北海道寿都高等学校 北海道穂別高等学校 北海道浦河高等学校 北海道富川高等学校 北海道南茅部高等学校 北海道檜山北高等学校 土別市立土別東高等学校 北海道遠別農業高等学校 北海道斜里高等学校 北海道湧別高等学校 北海道女満別高等学校 北海道音更高等学校 北海道土幌高等学校 浜中町立霧多布高等学校 北海道根室高等学校

[障がい者就労促進地域連携事業（特別支援教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
特別支援学校を核に、道教委・保福部・経済部等の関係部局が連携し、地域の関係者が一体となって職業的な自立を目指すキャリア教育の一層の充実と合わせ、就労促進・就労継続に向けた体制を整備し、障がい者が地域の一員として活躍することのできる共生社会の実現を図る。	R元～R2	札幌視覚支援学校 札幌高等養護学校 函館高等支援学校 美深高等養護学校 紋別高等養護学校 中札内高等養護学校 中標津支援学校

## 8 道立学校職員、県費負担教職員の人事異動の概況

### (1) 新採用

(小・中学校)

区分	種別	小 学 校					中 学 校													合計	
		教科 教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	計	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	家庭	英語	技術	養護教諭	栄養教諭	事務職員		計
3.5.1現在		346	30	6	28	410	27	30	33	30	18	6	30	8	30	5	20	3	12	252	662

(高等学校)

区分	教科	国語	数学	社会	理科	保健	音楽	英語	家庭	農業	工業	商業	水産	看護	美術	情報	福祉	養護教諭	計
3.5.1現在		15	13	18	9	13	6	19	6	5	8	1	1	0	1	2	0	7	124

(特別支援学校)

区分	学部等	小 学 部	中 学 部	高 等 部	自 立 活 動	栄 養 教 諭	養 護 教 諭	計
3.5.1現在			114			5	9	128

### (2) 転任

(小・中学校)

区分	異動態様	小・中学校間					へき地・非へき地間					計
		小～小	小～中	中～中	中～小	計	へ～へ	へ～非	非～へ	非～非		
3.5.1現在		2,225	149	1,309	174	3,857	874	593	500	1,890	3,857	

区分	異動態様	郡部・市部間						全道異動			計
		郡～郡	郡～市	市～郡	市～市	同一町村内	同一市内	計	管内	全道	
3.5.1現在		830	646	620	697	175	889	3,857	3,551	306	3,857

(高等学校)

異動前	異動後	特A群	A群	B群	C群	D群	特D群	計
A群		154	39	19	28	14	4	258
B群		51	45	25	25	10	2	158
C群		35	45	23	18	13	3	137
D群		16	17	14	25	10	0	82
特D群		1	2	1	2	2	0	8
3.5.1現在		257	148	82	98	49	9	643

(特別支援学校)

異動前	異動後	A群	B群	C群	計
A群		82	60	30	172
B群		49	29	27	105
C群		49	51	26	126
3.5.1現在		180	140	83	403

### (3) 退職（令和2年度（2020年度）末）

種別	区分	普通	傷病	定年	勸奨	他府県等への転出	その他	計
小学校		112	0	366	56	50	0	584
中学校		53	0	231	21	50	1	356
高等学校		32	0	302	17	5	0	356
特別支援学校		33	0	90	23	2	0	148

## 9 教職員の研修

### (1) 教育環境支援課所管の研修

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
教職員等中央研修	教育改革の最新動向や適切な学校運営、学校組織マネジメント等の重要課題に関する高度な知識等を習得し、各地域において中心的な役割を担う校長・副校長・教頭等の教職員の育成を図る。	4月～3月の期間	(独)教職員支援機構ほか	130人	
学校運営研修	新任教務主任のほか、教務・研修を推進する教諭に対し、講義や協議、演習を通じて、教育計画の立案を含むカリキュラム・マネジメントに関する実践的な研修を行い、学校運営の中核となる教員として必要な資質能力の向上を図る。	6.2～10.8 (1～2日間)	全道9会場	333人	
高等学校教育課程研究協議会	高等学校及び特別支援学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、各教科等における教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力の向上を図る。	手引作成会議	7.20～7.21	札幌市 江別市	107人
		指導助言者研究協議会	8.27～8.28	札幌市	96人
		研究協議会	12.1～12.8 (2日間)	全道2会場	255人
高等学校産業教育実技講座	産業教育を担当する教諭に対し、協議や実技等を通じて、教科実習等の指導方法に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。				新型コロナウイルス感染症の影響により中止
高等学校産業教育長期実技研修	産業教育を担当する教諭を大学及び産業に関する研究機関等に派遣し、各機関の指導のもとに研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。				新型コロナウイルス感染症の影響により中止
生徒指導研究協議会	生徒指導上の諸課題に関する研究協議を行い、学校、家庭及び地域社会が連携協力した取組の充実を図るとともに、教員の実践的指導力の向上を図る。	7月～9月の期間 (各2日間)	全道14会場	587人	
進路指導対策会議	高等学校、特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議し、進路指導の充実を図る。				新型コロナウイルス感染症の影響により中止
大学院研修派遣	教員を大学院及び教職大学院に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、北海道の教育の充実を図る。	1～2年間	筑波大学 北海道教育大学	11人	新規のみ

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階教員研修	採用1年目から5年目の教諭等に対し、学習指導や学級経営、地域との連携、生徒指導等に関する研修を行い、初任段階教員としての資質能力の向上を図る。	4.1～3.31	札幌市ほか	3,958人	
特別支援教育担当教員長期派遣	特別支援学校の中堅教員を特別支援教育の研究機関に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通じて、北海道の教育の充実を図る。	4.1～3.31 (1年間)	筑波大学特別支援教育連携推進グループ	1人	
特別支援教育教育課程研究協議会	特別支援学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、特別支援学校における教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	手引執筆会議	9.14～9.16	札幌市	11人
		指導助言者研究協議会	11.12	札幌市	11人
		研究協議会	12.15～12.16	オンライン	164人
小学校教育課程編成協議会	小学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	10月～12月	全道14会場	275人	
中学校教育課程編成協議会	中学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	10月～12月	全道14会場	239人	
幼児教育新採用教員等研修	採用1年目の教諭等に対し、幼児教育に関する基礎的、基本的な内容について研修を行い、新採用教諭等として必要な資質能力の向上を図る。	5月～3月		313人	オンデマンド形式による研修
幼児教育施設長研修	施設長に対し、施設運営、教育指導上の諸問題について、講義等を行い、幼児教育の充実を図る。	7月～12月		70人	オンデマンド形式による研修
中堅教諭等資質向上研修（幼稚園等）	在職期間が10年に達した者のほか、在職期間が概ね7年を経過した者で、設置者等が対象として認められた者に対し、幼児教育に関する様々な教育課題等について、個々の能力、適性等に応じた研修を行い、中堅教諭等として必要な資質能力の向上を図る。	9月～3月		210人	オンデマンド形式による研修
新任校長・副校長・教頭研修	新任の管理職に対し、講義や協議、演習等を通じて、組織マネジメント、危機管理、人材育成等に関する実践的な研修を行い、管理職として必要な資質能力の向上を図る。	5月～7月	札幌市	600人	

名 称	目 的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
教員長期社会体験研修	教員を民間企業、社会福祉施設、社会教育施設等の学校以外の施設に長期間派遣し、社会の構成員としての視野を広げることを通じて、教員の育成を図る。	4月～3月	全道企業・施設	3人	
中堅教諭等資質向上研修	在職期間が原則10年に達した中核的な役割が期待される教諭等に対し、講義や協議、演習等を通じて、カリキュラム・マネジメント等に関する実践的な研修を行い、中堅教員として必要な資質能力の向上を図る。	9月～3月	札幌市ほか	726人	
公立小・中学校新採用事務職員研修	採用1年目の小・中学校の事務職員に対し、講義や協議、演習等を通じて、学校事務の基本的な事項に関する実践的な研修を行い、新採用事務職員として必要な資質能力の向上を図る。	8.28～10.31		86人	オンデマンド形式による研修
公立小・中学校現任事務職員研修	小・中学校の現任の事務職員に対し、総務・財務に関する事務や公務運営への参画に関する研修を行い、事務職員としての資質能力の向上を図る。				新型コロナウイルス感染症の影響により中止
公立小・中学校事務主任・事務主幹研修	小・中学校の事務主任・事務主幹に対し、総務・財務に関する事務や公務運営への参画、人材育成等に関する研修を行い、事務主任・事務主幹としての資質能力の向上を図る。				新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 生徒指導・学校安全課所管の研修

名 称	目 的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
学校安全推進会議	教職員等に対し、安全教育・安全管理に関する取組について協議等を行い、安全教育等の充実を図る。	8月～12月	6管内	213人	
学校安全教室	学校における安全教育の充実のため、講義及び実技講習を行い、教職員の資質・能力の向上を図る。	10.27～11.11	旭川市 網走市 浦河町	50人	
ネットパトロール講習会等指導者養成研修会	教諭等に対し、学校等におけるネットパトロールに関する研修を行い、各地域の講習会や保護者向け学習会の講師を養成する。	8.24	遠隔システム	52人	

(3) 健康・体育課所管の研修

[学校体育担当教員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
武道講習会	保健体育における武道に関する講習を実施し、教員の指導力の向上を図り、安全で円滑な武道授業の充実に資する。	7・8月	書面開催	63人	

[学校保健・安全担当教員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考	
初任段階養護教諭等研修 (1年次)	新たに採用した養護教諭に対し、養護教諭の職務や役割などの基礎的、基本的な内容についての研修を行い、養護教諭の資質能力の向上を図る。	第Ⅰ期	8.27 9.9	各教育局・本庁  渡島教育局 空知教育局 十勝教育局 上川教育局	75人	集合・ 遠隔・
		第Ⅱ期	1.26 1.29 2.5 2.12			
		オンデマンド	12～2月			
初任段階養護教諭等研修 (2年次)	初任段階養護教諭として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、オンデマンドによる先輩養護教諭の職務の視聴等を通じて、保健室経営や健康課題の解決に向けた取組等に関する実践的な研修を行う。	オンデマンド	11～1月		108人	
初任段階養護教諭研修 (3年次)	在職期間が2年に達した養護教諭に対し、講義、協議などを通じて、組織の一員として果たすべき役割などを学び研修を行い、養護教諭としての実践的指導力の向上を図る。	オンデマンド	12～2月		69人	
初任段階養護教諭等研修 (5年次)兼養護教諭 5年経験者研修	在職期間が5年に達した養護教諭に対して、保健教育、保健管理及び組織活動に関する研修を行い、養護教諭の資質能力の向上を図る。	集合	1.19 1.22 1.25 2.1 2.8	釧路 空知教育局 渡島教育局 林-ツ教育局 上川教育局	84人	
		オンデマンド	12～2月			
学校におけるアレルギー・アナフィラキシー対応研修会	北海道は全国と比較して食物アレルギーやアナフィラキシーの既往等を有する児童生徒が多いことから、アレルギー疾患を有する児童生徒への対応について、教職員等の理解の促進を図る。	オンデマンド	2～3月		872人	
がん教育研修会	教職員及び外部講師等が、がん教育の意義や効果的な指導方法、がんについての正しい知識及び学校と外部講師との連携の在り方などについて理解を深め、学校におけるがん教育の充実に資する。			書面開催		
現職教育講座派遣	(独)教職員支援機構等主催の研修等に教員を派遣し、その資質の向上を図る。	11～12月		オンデマンド	17人	

[栄養教諭・学校栄養職員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階栄養教諭研修 （1年次）	採用1年目の栄養教諭に対し、食に関する指導及び給食管理について基礎力を身に付ける研修を行い、栄養教諭の資質向上を図る。	一般	8.31	関係教育局ほか	17
		宿泊	9～3月	千歳市ほか	17
初任段階栄養教諭研修 （3年次）	在職期間が2年に達した栄養教諭に対し、食に関する指導及び給食管理について実践力を高める研修を行い、栄養教諭の資質向上を図る。	2.22	関係教育局ほか	13人	
初任段階栄養教諭研修 （5年次）兼栄養教諭・学校栄養職員経験者研修	食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行う栄養教諭の役割について理解を深めるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した食育を中心となって推進するため、栄養教諭の資質向上を図る。	2.15	関係教育局ほか	(5年次) 3人  (経験者) 2人	
食育推進研究協議会	学校・家庭・地域が連携・協働した食育推進体制の下、学校の教育活動全体を通じた食に関する指導を充実させるため、栄養教諭・学校栄養職員、教員等の関係者が一堂に会し、講演並びに研究協議等を行い、学校における食育の推進を図る。	12.22	札幌市ほか	78人	
現職教育講座派遣	(独)教職員支援機構等主催の研修等に教員を派遣し、その資質の向上を図る。	11～12月	(独)教職員支援機構	7人	

(4) 総務課所管の研修

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
新採用職員等研修	職員としての自覚と責任の確立を図るとともに、職務に直接必要な基礎知識を習得させ、職場に対応する能力及び職務遂行能力の育成を図る。	9.2～9.4	札幌市	71人	
若手リーダー養成研修	業務にも職場にも慣れてきた採用3年目の職員が身につけておくべき知識を習得するほか、道教委職員3年目としての立場と役割を認識し、今後のキャリアアップの明確化を図る。	9.28～9.29	札幌市	58人	
新任事務主任研修	事務主任として必要な知識や的確な課題解決能力を高めるとともに、職務遂行能力の向上を図る。	6.22	札幌市ほか	16人	
現任事務主任研修	事務主任としての役割について認識を深め、職務遂行能力の向上を図るとともに、学校運営に関する識見を高める。	10.9	札幌市	7人	
新任事務長研修	管理職員として、学校経営に参画する立場であることについての自覚を促すとともに、部下職員の指導・育成や業務の執行管理などマネジメント能力の向上を図る。	6.17	札幌市ほか	25人	
新任指導主事研修	教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事として、必要な知識や指導方法等を習得させるとともに、教育行政における職務遂行能力を養成する。	7.7	札幌市ほか	45人	
新任指導班主査等研修	指導班主査等として職務遂行上必要な専門知識や指導技術を習得させることにより、資質能力の向上を図る。	5.25	札幌市ほか	27人	
新任社会教育主事研修	新任社会教育主事として必要な専門分野の知識や指導方法を習得させ、社会教育行政における職務遂行能力の養成を図る。	6.9	札幌市ほか	8人	
新任社会教育指導班主査等研修	新任の班主査等として必要な専門分野の知識や監督者に関する知識・技能の習得など職務遂行能力の向上、及び公務員倫理の確立と意識改革を図る。	6.9～6.10	札幌市ほか	4人	
集合研修	職場内において、職務を通じて、又は職務と関連させながら、所属する職員の資質・能力の向上を図る。	4.1～3.31	各所属ほか	2,250人	



(5) 道立教育研究所における研修

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
学校経営・学校経営参画研修講座 (ミドルリーダーの実践力向上研修)	組織的な業務の進め方について理解を深め、具体的な業務をテーマに演習を行い、実践力を高める。			新型コロナウイルス感染症の影響により中止
学校経営・学校経営参画研修講座 (校長の学校経営力向上研修)	校長がこれまでの学校経営を振り返り、教頭等の人材育成をはじめとする諸課題に対する校長としてのリーダーシップや、組織マネジメントの在り方について一層の研鑽を図る。	12. 1 12. 8 12. 15	21人	
学校経営・学校経営参画研修講座 (教頭の業務力向上研修【基礎編】)	教頭の役割や教職員とともに自校の課題を解決に導く方策等についての基本的な知識と業務力を高める。			新型コロナウイルス感染症の影響により中止
学校経営・学校経営参画研修講座 (授業改善推進研修)	身に付ける資質能力を明確にしたねらいの設定、それを実現する授業づくりへの理解を深め、自校の授業の改善・充実に向けた方策を考える。			新型コロナウイルス感染症の影響により中止
学校経営・学校経営参画研修講座 (副校長・教頭とミドルリーダーで行う業務力向上研修)	副校長・教頭とミドルリーダーが連携した組織的な業務の進め方について理解を深め、具体的な業務をテーマに演習を行い、実践力を高める。	11. 4 11. 13 11. 20	24人	
教育課程編成・実施研修講座 (工業科教員の実践力向上研修【工業】)	プログラミングに関する項目を取り入れた授業づくりについて理解を深め、実践的指導力の向上を図る。	12. 16	8人	
教育課程編成・実施研修講座 (商業科教員の実践力向上研修【商業】)	情報の分析や情報通信ネットワークに関する項目を取り入れた授業づくりについて理解を深め、実践的指導力の向上を図る。	9. 9～9. 10	9人	
教育課程編成・実施研修講座 (カリキュラム・マネジメント実践研修)	教科等横断的な視点による教育課程編成・実施についての理解を深め、教務主任の立場から自校のカリキュラム・マネジメントに関する課題解決の方策を考える。	8. 3～8. 14 9. 1 9. 2 9. 7 9. 8 9. 10 9. 11 11. 9～11. 13	80人	
教育課程編成・実施研修講座 (「総合的な探究の時間」充実研修)	探究活動や教科等横断的な取組のねらいや進め方についての理解を深め、副校長・教頭の立場から自校の取組の改善・充実に資する。	9. 7～9. 11 9. 25 11. 5～11. 11	5人	
理科研修講座 (観察・実験の実践基礎研修【小・中学校】)	理科の観察・実験に関する基礎的・基本的な内容や指導方法について理解を深め、実践的指導力の向上を図り授業の改善・充実に向けた方策を考えると同時に、新型コロナウイルス感染症対策を行った効果的な観察・実験の在り方について考察し、実験機器の適切な消毒等について習得する。	8. 21	11人	
理科研修講座 (観察・実験の実践基礎研修【高等学校】)	理科の観察・実験に関する基礎的・基本的な内容や指導方法について理解を深め、実践的指導力の向上を図ると同時に、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	6. 22～		(資料提供のみ)

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
理科研修講座 (問題解決の力を育む実践力向上研修【小学校】)	問題解決の過程を重視した観察・実験について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、ミドルリーダーとして授業の改善・充実に向けた方策を考える。	11. 10～11. 24	8人	
理科研修講座 (安全・適切な薬品取扱い研修)	学校での薬品管理に関わる法令や保管薬品の危険性、事故時の対応や未然防止の在り方について理解を深め、自校の取扱いの改善・充実に向けた方策を考える。	1. 8～	-	(資料提供のみ)
理科研修講座 (科学的に探究する力を育む「物理」「化学」「生物」「地学」研修【高等学校】)	探究的な学習指導の進め方について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	9. 2～	-	(資料提供のみ)
理科研修講座 (探究活動が変わる理科探究研修【高等学校】)	探究活動や課題研究等に関する指導方法について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	9. 25	12人	
理科研修講座 (科学的に探究する力を育む実践力向上研修【中学校】)	探究的な学習指導の在り方について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、ミドルリーダーとして授業の改善・充実に向けた方策を考える。	10. 20～11. 2	13人	
理科研修講座 (問題解決の力を育む実践力向上研修【小学校冬期】)	エネルギー・粒子領域における問題解決の過程を重視した観察・実験について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、ミドルリーダーとして授業の改善・充実に向けた方策を考える。			新型コロナウイルス感染症の影響により中止
外国語研修講座 (小学校外国語教育充実研修)	異文化理解やコミュニケーション能力の基礎を育成する外国語教育の授業づくりのねらいや進め方について理解を深めるとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	8. 3～8. 17	12人	
外国語研修講座 (小学校外国語教育に求められる実践的指導力向上研修)	オールイングリッシュによる授業づくりの進め方を中心にコミュニケーション活動についての理解を深め、英語力と実践的な指導力を高めるとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	9. 14～9. 30	76人	
外国語研修講座 (中学校外国語教育充実研修)	国際理解など、グローバル社会を生きる子どもに求められる力について理解を深めコミュニケーション能力を育成する授業づくりのねらいや進め方について理解を促進し実践的な指導力を高めるとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	10. 26～11. 6 11. 27 2. 10 2. 16	17人	
情報教育研修講座 (小学校のプログラミング教育充実研修)	プログラミング教育のねらいや進め方についての理解を深め、自校への導入の方策を考える。	9. 28	18人	
情報教育研修講座 (学校ホームページ作成研修)	校務の情報化を円滑に推進するルールの活用についての理解を深め、自校の取組の改善・充実に向けた方策を考える。			新型コロナウイルス感染症の影響により中止

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
情報教育研修講座 (校内ネットワーク管理研修)	校務の情報化を円滑に推進するユーザー管理やファイル管理についての理解を深め、自校の取組の改善・充実にに向けた方策を考える。			新型コロナウイルス感染症の影響により中止
情報教育研修講座 (情報科教員の実践的指導力向上研修【情報】)	プログラミングをはじめ新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりについて理解を深め、実践的指導力の向上を図る。	12. 4	8人	
情報教育研修講座 (タブレット活用基礎研修)	タブレットを活用した授業づくりに向けて、効果的な活用方法について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、新しい授業の改善・充実にに向けた方策を考えることを目的とする。	11. 25	22人	
生徒指導研修講座 (今日的な課題に対応する生徒指導研修)	生徒指導における喫緊の課題であるいじめの未然防止の在り方についての理解を深め、自校の取組や体制の改善・充実にを図る。	8. 7～8. 21 9. 4	8人	
生徒指導研修講座 (実践的生徒指導研修)	児童生徒理解に基づく教育活動を進めるため、生徒指導の基本的な考え方や教育相談の進め方についての理解を深め、学級経営や教科指導等に生かせる実践的指導力の向上を図る。	11. 24～12. 11 1. 14 1. 18～1. 29	10人	
生徒指導研修講座 (実践的生徒指導研修【発展編】)	校内の協働体制づくりや関係機関との連携の在り方等についての理解を深め、生徒指導の推進役としての取組や体制の改善・充実にに向けた方策を考える。			新型コロナウイルス感染症の影響により中止
大学連携研修講座 (これからのへき地・小規模校教育充実研修【学習指導・学校経営】)	少人数及び複式学級における学級経営・学習指導をテーマに基本的な指導法への理解を深め、実践的な指導力を高めるとともに、へき地・小規模校、複式授業の改善・充実にに向けた方策を考える。	8. 17	21人	
大学連携研修講座 (これからのへき地・小規模校教育充実研修【学校経営】)	学校規模に応じた効果的な学校経営の推進に向け、小規模校における効率的な組織づくり及び家庭や地域、学校間の連携・協働についての理解を深め、学校経営の改善・充実にに向けた方策を考える。	1. 12	20人	
大学連携研修講座 (中学校・高等学校の外国語教育に求められる実践的指導力向上研修)	オールイングリッシュによる授業づくりや、五つの領域を統合する指導についての理解を深め、英語力と実践的な指導力を高めるとともに、授業の改善・充実にに向けた方策を考える。	10. 20～11. 2 11. 5 1. 27 1. 28 2. 1	14人	
大学連携研修講座 (校長の学校経営力向上研修【発展編】)	年齢や教職経験が異なる教職員をまとめ組織力を高める「応用力」について理解を深め、校長としての資質能力の一層の向上を図る。			新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(6) 道立特別支援教育センターにおける研修

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
教育相談実践研修講座	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解を深めるための心理検査の解釈及び教育相談等で必要となる知識・技能を身に付ける。	9. 28～9. 30	21人	
自立活動研修講座	自立活動の意義についての理解を深め、具体的な指導内容の設定や効果的な指導の在り方を学ぶとともに、各教科等と関連させた指導を行う上で必要な知識を身に付ける。	10. 22	56人	
小・中学校等特別支援教育研修講座	特別支援学級、通級指導教室を担当する上で必要な知識・技能や、児童生徒一人一人の指導の充実を目指した取組について学ぶ。	11. 9	43人	
発達障がい専門性向上研修講座	発達障がいのある児童生徒等を正しく理解するとともに、適切な指導や支援を行う上で必要な知識を身に付ける。	11. 26	29人	
寄宿舎指導員研修講座	幼児児童生徒の障がい特性と関わり方について理解を深め、将来の自立と社会参加に向けた指導や支援に必要な知識を身に付ける。	12. 17	34人	
特別支援学校専門性向上研修講座	各障がい種における障がいの状態等に応じた専門的な指導に関する知識・技能等を身に付ける。	12. 3 12. 9 12. 11 1. 15	70人	
特別支援教育摂食実技研修講座	摂食及び嚥下に課題のある幼児児童生徒に安心・安全な摂食指導が行えるよう、摂食・嚥下に関する基礎的知識、基礎的な技能を身に付ける。	中止	中止	
特別支援教育基本セミナー	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた指導や支援に関する知識・技能を身に付ける。	4. 27～6. 30 ※オンデマンドによる実施	45人	
幼稚園等特別支援教育コース	特別な教育的支援を必要とする幼児の理解を深めるための基礎・基本や、早期からの切れ目のない一貫した支援に関する知識・技能等を身に付ける。	8. 11～9. 15 ※オンデマンドによる実施	383人	
高等学校特別支援教育コース	発達障がいのある生徒一人一人の障がいの特性に応じた指導や支援の充実に向け、基礎的な知識・技能を身に付ける。	9. 11～10. 16 ※オンデマンドによる実施	30人	
特別支援教育通常の学級対応コース	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援に関する知識・技能を身に付ける。	10. 9～11. 13 ※オンデマンドによる実施	427人	
特別支援教育課題対応コース	特別支援教育に関わる教職員が、学校における様々な教育課題を主体的に解決するための方策について学ぶ。	12. 11～1. 15 ※オンデマンドによる実施 ※電話・メールによるフォローアップ	10人	

## 10 社会教育関係指導者等の研修

名称	目的	期間	会場	参加人員	備考
北海道社会教育セミナー	道内の社会教育主事や社会教育委員などが一堂に会して研究協議等を行い、行政と地域住民が連携・協働して生涯学習・社会教育を推進する上での課題と、その解決に向けた具体的な方策について理解を図る。				新型コロナウイルス感染症の影響により中止
人権教育指導者研修会	人々が互いの個性を尊重し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を創造するために、対話や参加型を含めた学習手法により人権教育指導者の人権に関する理解を深めるとともに、それぞれの立場の人権教育に対する意欲を高め、指導技術の向上を図る。	11. 27	道民活動センターからオンライン配信	40人	
生涯学習推進専門講座	地域の関係者間の連携関係を強化するための知識や技術を習得するための講座を実施し、その講座の実施過程を通じて、研修の企画・運営に係る専門的な知識・技術を市町村社会教育主事等が習得する。	10. 13～3. 25	道民活動センター 上ノ国町 興部町 むかわ町 ※上記会場とオンライン配信の併用	125人	
課題対応型学習活性化セミナー	地域の課題解決に向けた住民の主體的な行動を促す学習活動を活性化するため、新たな学習スタイルの創出や各種団体等との連携・協働を含めた具体的な方策に関わる専門的な知識や技術の習得に関する研修を行う。	道央会場 1. 26 道南会場 11. 20 道東会場 12. 8 道北会場 8. 21	道民活動センター 日高町 幕別町 南富良野町 ※上記会場とオンライン配信の併用	153人	
地域生涯学習活動実践交流セミナー	本道における生涯学習活動の一層の推進を図るため、実践事例の交流等を通し、北海道における生涯学習活動推進上の課題解決を図る。	2. 18	道民活動センターからオンライン配信	253人	
地域と学校の連携推進協議会	子どもたちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール」の仕組みを活用し、地域と学校とが相互に連携・協働しながら一体となって「地域学校協働活動」を充実させる方法等について理解を深める。	8～11月	札幌市 倶知安町 函館市 苫小牧市 旭川市 留萌市 稚内市 網走市 帯広市 釧路市 根室市	427人	
放課後活動推進協議会	「新・放課後子ども総合プラン」等の事業を推進する方々を対象に、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた子どもへの活動支援の在り方について、専門的な講義や演習等を行い、放課後活動を支える人材の資質向上を図る。	10月	札幌市 函館市 旭川市 帯広市	354人	

## 11 北海道立青少年体験活動支援施設の利用状況

### 〔事業別利用人数〕

(単位：人)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
主催事業	事業数	24	21	28	57	26	31
	実利用人数(人)	641	504	1,722	3,569	829	6,857
	延利用人数(人)	743	690	2,467	4,038	1,263	2,512
受入れ事業	団体数	308	241	150	92	149	458
	実利用人数(人)	7,161	9,201	4,973	3,963	3,058	10,014
	延利用人数(人)	12,411	15,092	8,237	6,066	5,504	12,127
合計	実利用人数(人)	7,802	9,705	6,695	7,532	3,887	16,871
	延利用人数(人)	13,154	15,782	10,704	10,104	6,767	14,639

### 〔対象別主催事業参加者数〕

(単位：人)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学校	小学生	192	257	518	843	318	739
	中学生	23	20	22	1,142	17	20
	高校生	63	35	17	35	63	82
	特別支援学校	0	0	0	0	0	0
	大学等	0	8	61	0	11	1
	計	278	320	618	2,020	409	842
社会教育団体	少年団体	0	0	0	0	0	0
	青年団体	12	0	0	0	0	0
	計	12	0	0	0	0	0
その他	保育・園児	42	2	6	0	73	0
	家族	266	119	150	914	239	107
	老人クラブ	0	18	0	0	0	0
	企業等	0	43	0	0	0	0
	その他	43	2	948	635	108	5,908
	計	351	184	1,104	1,549	420	6,015
計		641	504	1,722	3,569	829	6,857

〔対象別利用団体数（受入事業）〕

(単位：団体)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学 校	小学生	50	77	44	39	44	40
	中学生	36	1	12	13	11	53
	高校生	53	4	10	2	10	10
	特別支援学校	4	1	0	2	0	1
	大学等	5	9	4	6	4	5
	計	148	92	70	62	69	109
社会教育団体	少 年	33	91	21	9	21	2
	青 年	95	2	0	0	0	0
	一 般	6	4	5	1	5	55
	計	134	97	26	10	26	57
その他	保育・幼稚園	0	0	5	2	5	1
	家族	16	34	25	2	25	12
	老人クラブ	0	1	0	1	0	6
	企業等	8	0	3	1	3	19
	その他	2	17	21	14	21	254
	計	26	52	54	20	54	292
計		308	241	150	92	149	458

〔対象別延利用人数（受入事業）〕

(単位：人)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学 校	小学生	3,999	10,454	2,978	3,020	1,316	1,006
	中学生	2,092	78	2,218	749	408	2,181
	高校生	2,788	186	322	163	603	333
	特別支援学校	87	44	118	116	0	58
	大学等	207	93	473	216	207	159
	計	9,173	10,855	6,109	4,264	2,534	3,737
社会教育団体	少 年	1,539	2,910	13	513	902	135
	青 年	445	9	0	0	0	0
	一 般	221	64	100	23	94	1,780
	計	2,205	2,983	113	536	996	1,915
その他	保育・幼稚園	0	0	32	92	395	46
	家族	115	138	93	26	238	131
	老人クラブ	0	8	0	11	0	112
	企業等	377	0	0	4	90	278
	その他	541	1,108	1,890	1,133	1,251	5,908
	計	1,033	1,254	2,015	1,266	1,974	6,475
計		12,411	15,092	8,237	6,066	5,504	12,127

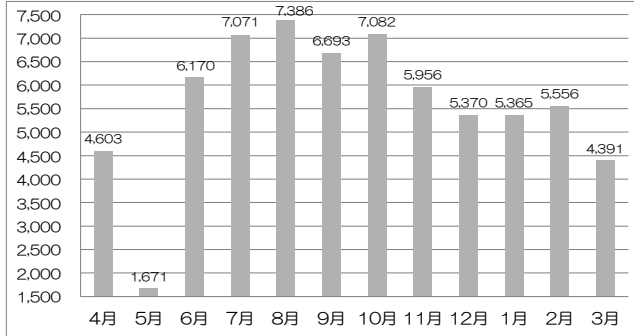
## 12 道立図書館の利用状況

### (1) 開館日数 (R2. 4. 1~R3. 3. 31)

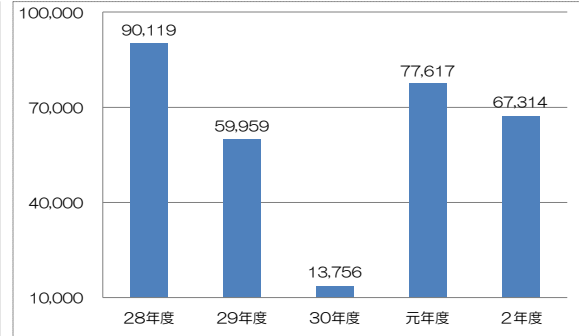
開設日	月末休館日	月曜日 祝日等 年末年始休館日	コロナ対策の ため休館
257日	11日	59日	38日

### (2) 令和2年度入館者数 (67,314人)

【令和2年度月別入館者数】



【年度別入館者数】



※平成29年10月18日から平成31年4月1日まで臨時休館（臨時受取窓口設置）

### (3) 貸出数

【区分別貸出冊数】

(単位：件)

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
協力貸出	38,707	34,470	34,130	29,965	27,798
直接貸出	172,708	115,561	44,997	135,947	136,794
支援貸出	41,195	41,362	43,240	37,408	34,989
特別貸出	891	584	1,134	1,028	198
計	253,501	191,977	123,501	204,348	199,779

【機関別協力貸出冊数】

(単位：件)

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公共図書館	34,461	31,543	30,993	28,632	25,295
大学図書館	188	115	240	165	95
専門図書館	137	23	109	225	186
学校図書館	2,803	1,702	1,130	943	1,535
計	37,589	33,383	32,472	29,965	27,111



#### (4) 調査相談（レファレンス）

〔調査内容〕

（単位：件）

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所蔵調査		5,213	3,323	1,786	4,655	5,201
文献・事項調査		8,567	5,937	2,213	5,281	4,132
計		13,780	9,260	3,999	9,936	9,333

〔受理区分別〕

（単位：件）

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
カウンター		9,538	5,511	977	6,939	6,440
電話・文書等		4,242	3,749	3,022	2,997	2,893
計		13,780	9,260	3,999	9,936	9,333

〔機関別〕

（単位：件）

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公共図書館		491	376	322	254	378
大学図書館		143	60	34	44	22
専門図書館		149	38	24	8	13
学校図書館		1	10	17	18	1
官公庁		37	84	54	62	38
個人		12,959	8,692	3,548	9,550	8,881
計		13,780	9,260	3,999	9,936	9,333

#### (5) 市町村支援事業

		令和2年度		
		支援市町村	冊数	
I 図書館活動支援	1 運営相談事業	14市町村	—	
	2 重点運営支援事業	1村	880冊	
	3 支援貸出事業	(1) 大量一括貸出し	34市町村	23,610冊
		(2) 事業貸出し	23市町	709冊
	4 相互協力促進事業	6地域	—	
II 学校図書館連携支援	1 学校図書館運営相談事業	8市町	—	
	2 道立学校図書館運営相談事業	3校	—	
	3 学校ブックフェスティバル事業	9市町村	2,657冊	
	4 学校図書館サポートブックス事業	22市町村	7,133冊	

### 13 道立美術館・博物館等の利用状況

#### (1) 道立近代美術館

(開館227日 単位：人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	47,344	19,843	67,187	296
一般	43,003	17,299	60,302	
高校生・大学生	2,610	1,576	4,186	
中学生以下	1,731	968	2,699	
貸館	12,048			-
教育普及事業	795			-
その他施設利用等	16,736			-
計	96,766			-

#### (5) 道立帯広美術館

(開館225日 単位：人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	35,573	19,219	54,792	244
一般	33,334	17,079	50,413	
高校生・大学生	642	387	1,029	
中学生以下	1,597	1,753	3,350	
貸館	0			-
教育普及事業	4,084			-
その他施設利用等	14,225			-
計	73,101			-

#### (2) 道立三岸好太郎美術館

(開館224日 単位：人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	0	6,003	6,003	27
一般	0	5,047	5,047	
高校生・大学生	0	471	471	
中学生以下	0	485	485	
教育普及事業	268			-
その他施設利用等	4,897			-
計	11,168			-

#### (6) 道立北方民族博物館

(開館291日 単位：人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	6,178	15,129	21,307	73
一般	4,897	11,117	16,014	
高校生・大学生	627	1,251	1,878	
小学生・中学生	654	2,761	3,415	
教育普及事業	1,366			-
その他施設利用等	3,681			-
計	26,354			-

#### (3) 道立旭川美術館

(開館197日 単位：人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	9,973	6,354	16,327	83
一般	8,229	5,224	13,453	
高校生・大学生	412	339	751	
中学生以下	1,332	791	2,123	
貸館	0			-
教育普及事業	1,853			-
その他施設利用等	1,037			-
計	19,217			-

#### (7) 道立文学館

(開館272日 単位：人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	12,653	2,428	15,081	55
一般	9,606	2,192	11,798	
高校生・大学生	407	115	522	
中学生以下	2,640	121	2,761	
貸館	272			-
教育普及事業	19,341			-
その他施設利用等	793			-
計	35,487			-

#### (4) 道立函館美術館

(開館218日 単位：人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	21,294	13,178	34,472	163
一般	18,806	11,427	30,233	
高校生・大学生	556	240	796	
中学生以下	1,932	1,511	3,443	
貸館	0			-
教育普及事業	457			-
その他施設利用等	9,980			-
計	44,909			-

#### (8) 道立釧路芸術館

(開館265日 単位：人)

区 分	利用者数		1日平均
	企画展	計	
展覧会観覧	10,887	10,887	41
一般	9,904	9,904	
高校生・大学生	439	439	
中学生以下	544	544	
貸館	3,557		-
教育普及事業	7,003		-
その他施設利用等	7,100		-
計	28,547		-

#### (9) 道立埋蔵文化財センター

(開館264日 単位：人)

区 分	入館者数	1日平均
大人	4,201	19
子ども	938	
計	5,139	

## 14 令和2年度(2020年度)に実施した調査

番号	年 月	調 査 名	担当課
1	令和2年4月	教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握について	高校教育課
2	令和2年4月	公立高等学校入学選抜実施結果状況について	高校教育課
3	令和2年4月	公立高等学校入学選抜における学校裁量に係る事項について	高校教育課
4	令和2年4月	令和2年度当初高等学校第1学年在籍者(出身地域別等)調査について	高校教育課
5	令和2年4月	道立高等学校及び道立中等教育学校の生徒数調べについて	高校教育課
6	令和2年4月 令和2年8月	見学旅行引率諸経費額調査	高校教育課 特別支援教育課
7	令和2年4月	工業高校における交際費所要額調査について	高校教育課
8	令和2年4月	公立小・中学校における令和2年度入学式の実施状況について	義務教育課
9	令和2年4月	生乳汚染賠償責任保険及び生産物賠償責任保険の加入等について	高校教育課
10	令和2年4月	校内LANサーバー(管理系)の更新に係る調査について	高校教育課 特別支援教育課
11	令和2年4月	日本手話の活用状況調査及び手話研修プログラムを活用した総合評価の調査(聾学校のみ)	特別支援教育課
12	令和2年4月	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務の実施状況調査について	教職員課
13	令和2年4月	管内高等学校等の状況について	高校教育課
14	令和2年4月	令和2年度公宅保有・居住状況等の調査について	施設課
15	令和2年4月	令和2年度高等学校及び中等教育学校(後期課程)教職員定数算定資料について	教育政策課
16	令和2年4月	いじめの把握のためのアンケート調査	生徒指導・ 学校安全課
17	令和2年4月	いじめの問題への対応状況の調査	生徒指導・ 学校安全課
18	令和2年4月	いじめの問題への取組状況の調査	生徒指導・ 学校安全課
19	令和2年4月	令和2年度高等学校等の第1学年在籍者(出身地域別等)に関する調査について	高校教育課
20	令和2年4月	新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した学習指導等の取組状況調査	義務教育課
21	令和2年4月	武道授業等指導体制調査の実施について	健康・体育課
22	令和2年4月	令和元年度会計年度任用職員・非常勤職員任用状況調査について	高校教育課 特別支援教育課
23	令和2年4月	令和2年度維持管理費等に係る調査について	施設課
24	令和2年4月	令和2年度道立高等学校運営費等に係るヒアリング及び産業教育設備に係る整備要望等について	高校教育課
25	令和2年4月	令和2年度高校生インターンシップ推進事業及び求人確保対策費に係る旅費の所要額調査について	高校教育課
26	令和2年4月	新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に係る学習指導について	高校教育課
27	令和2年4月	令和2年度寄宿舎宿日直員(非常勤)の任用状況及び予算執行見込額調について	高校教育課

番号	年 月	調 査 名	担当課
28	令和2年4月	公立学校における修学旅行及び海外研修旅行の予定について	高校教育課
29	令和2年4月	新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について	義務教育課
30	令和2年4月	令和2年度特別支援教育実態調査について	特別支援教育課
31	令和2年4月	令和2年度公立小・中学校に係る学級編制の実態に関する報告書の提出について	教育政策課
32	令和2年4月	非常勤講師の総勤務時間数調について	教育政策課
33	令和2年5月	新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時休業中のICT課から情報提供を活用した家庭学習支援に関する調査について	高校教育課
34	令和2年5月	令和2年度特別支援教育就学奨励費算定資料について	特別支援教育課
35	令和2年5月	修学旅行引率教員数等調査について	高校教育課
36	令和2年5月	道立学校職員のストライキに係る対象者調べについて	福利課
37	令和2年5月	令和2年度公立高等学校等の寄宿舎に関する調査について	高校教育課
38	令和2年6月	ICT機器の活用事例普及に向けた道立学校へのICT機器の整備について	ICT教育推進課
39	令和2年6月	傷病による療養者の状況調べ（令和元年度）について	福利課
40	令和2年6月	赴任に伴う移転費用（引越料金）等に関する調査	総務課
41	令和2年6月	労働安全衛生管理体制に関する調査について	福利課
42	令和2年6月	令和3年度財産管理費等予算要求に係る資料の提出について	施設課
43	令和2年6月	臨時休業中の学習指導等に関する実施状況調査及びICT課から情報提供を活用した家庭学習支援に関する調査について	高校教育課
44	令和2年6月	臨時休業中の学習指導等に関する実施状況調査及びICTを活用した家庭学習支援に関する調査について	ICT教育推進課
45	令和2年6月	令和3年度当初予算要求に係る調査について	高校教育課
46	令和2年6月	令和2年度教育活動等に関する調査について	義務教育課
47	令和2年6月	学校休業期間中におけるICTを活用した家庭学習支援について	ICT教育推進課
48	令和2年6月	部活動に係る調査について	教職員課
49	令和2年6月	令和2年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査	義務教育課
50	令和2年7月	令和2年度公立高等学校及び公立中等教育学校後期課程における生徒の実態等に関する調査について	高校教育課
51	令和2年7月	令和2年度公立高等学校及び公立中等教育学校後期課程の体育・保健・安全に関する調査	健康・体育課
52	令和2年7月 令和2年9月	修学旅行（見学旅行）取消料等発生状況の確認について	高校教育課
53	令和2年7月	地域連携特例校・地域連携協力校における連携した教育活動について	高校教育課
54	令和2年7月	道立特別支援学校におけるスクールバス及び実習用運搬車状況調査について	特別支援教育課
55	令和2年7月	不登校の早期発見・早期対応に向けた児童生徒への支援状況の把握について	生徒指導・ 学校安全課

番号	年 月	調 査 名	担当課
56	令和2年7月	令和2年度小・中学校の児童・生徒数確認調査について	教育政策課
57	令和2年7月	スキー授業に関する調査について	健康・体育課
58	令和2年7月 令和2年12月	長期休業期間中の教員の勤務管理について	教職員課
59	令和2年7月	令和2年度教育課程実施の状況及び予定について	高校教育課
60	令和2年8月	初任段階教員研修に関する調査について	教育環境支援課
61	令和2年8月	令和2年度学校図書館の現状に関する調査	生涯学習課
62	令和2年8月	道立学校の災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定状況について	施設課
63	令和2年8月	地域連携特例校と地域連携協力校間における令和3年度の授業に関する連携の実施予定について	高校教育課
64	令和2年8月	令和3年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」配置予定等調査	生徒指導・ 学校安全課
65	令和2年8月	教員免許状更新手続状況及び今後の更新対象者数調べ	教職員課
66	令和2年8月	令和2年度報酬等執行状況調について	教育政策課
67	令和2年8月	語学指導等外国青年招致事業に係る所要額等調査について	高校教育課
68	令和2年8月	学校における働き方改革北海道アクション・プランに係る取組状況調査について	教職員課
69	令和2年8月	施設整備の異動状況に係る調査について	施設課
70	令和2年8月	高等学校における通級による指導に係る調査について	高校教育課
71	令和2年8月	道立学校の学校給食及び寄宿舎給食における食材費執行状況について	健康・体育課
72	令和2年8月	令和2年度学校給食実施状況等調査について	健康・体育課
73	令和2年9月	消火器更新数量等調について	施設課
74	令和2年9月	オンライン学習ネットワークの構築に向けた状況調査について	高校教育課
75	令和2年9月	令和2年度特別支援学校管理運営費（報酬等）に係る執行見込額等調査（令和2年9月1日付現在）について	特別支援教育課
76	令和2年9月	令和3年度スクールバス（借上）に係る所要額等について	特別支援教育課
77	令和2年9月	道立高等学校入学者選抜に係る入学願書（北海道立高等学校学則別記第3号様式）等の作成について	高校教育課
78	令和2年9月	公立高等学校入学者選抜における個人調査書用紙等について	高校教育課
79	令和2年9月	「北海道教育の日」協賛事業について	教育政策課
80	令和2年9月	令和2年度スクールカウンセラー等活用事業等に係る予算執行状況調査について	生徒指導・ 学校安全課
81	令和2年9月	スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員配置校等に係る在校等時間に関する調査について	教職員課
82	令和2年9月	令和2年度空き公宅等に係る除雪経費所要見込額調べについて	施設課
83	令和2年9月	令和3年度学齢児童生徒数に関する報告書について	教育政策課

番号	年 月	調 査 名	担当課
84	令和2年9月	特別支援学校の幼児・児童・生徒（見込）数調について	教育政策課
85	令和2年9月	令和2年度公宅関係工事契約状況調査について	施設課
86	令和2年9月 令和2年11月	令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況等に関する調査について	高校教育課
87	令和2年10月	令和2年度道立高等学校管理運営費等の配分予算に係る契約状況について	高校教育課
88	令和2年10月	新型コロナウイルス感染症対策のためのスキー授業におけるバス増便に関する実態調査について	健康・体育課
89	令和2年10月	令和2年度公立小・中学校の体育・保健・安全に関する調査について	健康・体育課
90	令和2年10月	令和2年度高校生インターンシップ推進事業及び求人確保対策費に係る執行見込額の調査について	高校教育課
91	令和2年10月	令和2年度高等学校等就学支援金に係る認定状況調査について	高校教育課
92	令和2年10月	高校教育課高校企画・支援係所管分報酬等に係る令和3年度予算執行計画調査について	高校教育課
93	令和2年10月	（仮称）北海道立高等学校遠隔授業配信センターからの遠隔授業の配信に係る令和4年度（2021年度）以降の配信希望の事前調査について	教育環境支援課
94	令和2年10月	高等学校等学び直し支援金及び家計急変世帯への支援に係る調査について	高校教育課
95	令和2年10月	令和3年度道立学校非常勤職員の任用更新に係る意向確認について	総務課
96	令和2年11月	令和2年度公立高等学校の在学者に関する調査について	高校教育課
97	令和2年11月	令和2年度飼料費の執行状況について	高校教育課
98	令和2年11月	令和3年3月高等学校卒業予定者の就職試験に係る併願受験者数の調査について	高校教育課
99	令和2年11月	令和2年度教職員費報酬等決算見込額調について	教育政策課
100	令和2年11月	令和2年度給食関係賄材料費決算見込額調について	健康・体育課
101	令和2年11月	令和2年度定期健康診断に係る第2次健康診断（精密検診）結果調について	福利課
102	令和2年11月	教育財産の貸付による自動販売機設置事業者の公募に係る設置予定調査について	施設課
103	令和2年11月	道立高等学校授業料等収入関係用紙所要数調について	高校教育課
104	令和2年11月	令和2年度スクールカウンセラー活用事業等に係る予算執行状況調査について	生徒指導・ 学校安全課
105	令和2年11月	道立学校の給食施設設備（備品）に係る状況について	健康・体育課
106	令和2年11月	令和2年度特別支援学校関係予算の決算見込額調について	特別支援教育課
107	令和2年11月	令和2年度歳入歳出予算の決算見込額調について	高校教育課
108	令和2年11月	学校閉庁日の設定について(実績)	教職員課
109	令和2年12月	令和2年度高校教育課キャリア教育指導係所管分に係る決算見込額調査について	高校教育課
110	令和2年12月	令和3年度（2021年度）の出張授業について	教育環境支援課

番号	年 月	調 査 名	担当課
111	令和2年12月	令和2年度維持管理費等に係る執行状況調査について	施設課
112	令和2年12月 令和3年1月	地域連携特例校における連携に関する希望の把握について（関連調査を含む）	高校教育課
113	令和2年12月	公立高等学校等の外国語（英語）担当教諭の資格取得状況等の把握について	高校教育課
114	令和2年12月	令和2年度英語教育実施状況調査（北海道独自調査）の実施について	高校教育課 義務教育課
115	令和2年12月	令和2年度及び令和3年度道立特別支援学校における学校給食実施状況について	健康・体育課
116	令和2年12月	北海道教育委員会の任命に係る職員の復職及び全治正常勤務のための健康審査について	福利課
117	令和2年12月	「北海道高等学校学力向上実践事業」における学力テスト等の実施について	高校教育課
118	令和2年12月	道立高等学校等における学校運営協議会の設置について	高校教育課
119	令和2年12月	学習指導員配置事業に係る執行状況調査	義務教育課
120	令和2年12月	学校における危機管理マニュアルの見直し状況の把握について	生徒指導・ 学校安全課
121	令和2年12月	男女混合名簿の導入状況	高校教育課
122	令和2年12月	体罰等に係る実態把握について	総務課
123	令和2年12月	道立学校複写機賃貸借契約の更新等について	高校教育課
124	令和2年12月	公立学校の宿泊研修における利用施設に関する調査について	生涯学習課
125	令和2年12月	道立学校における部活動指導員配置事業に係る予算執行状況調査について	教職員課
126	令和2年12月	令和3年度当初配分に係る調査について	高校教育課
127	令和2年12月	令和2年度歳出・支払予算（財産管理費）決算見込額調査について	施設課
128	令和3年1月	「北海道みんなの日条例」を踏まえた教育活動の実施について	教育政策課
129	令和3年1月	高等学校等就学支援金申請状況等調査について	高校教育課
130	令和3年1月	令和2年度高等学校等就学支援金事業事務費の執行状況調査について	高校教育課
131	令和3年1月	令和2年度除排雪経費の執行状況について	高校教育課
132	令和3年1月	令和3年度医療的ケアの実施に関する調査	特別支援教育課
133	令和3年1月	部活動指導員配置校に係るアンケートの実施について	教職員課
134	令和3年1月	令和3年度におけるボイラー等性能検査の対象施設の確認について	施設課
135	令和3年1月	令和2年度及び令和3年度特別支援学校管理運営費に係る所要額調について	特別支援教育課
136	令和3年1月	令和2年度道立高等学校等における体育館等床清掃要望調査について	高校教育課
137	令和3年1月	令和3年度に創立記念式典等を予定している道立学校について	高校教育課
138	令和3年1月	令和3年度スクールカウンセラー配置希望調査について	生徒指導・ 学校安全課

番号	年 月	調 査 名	担当課
139	令和3年2月	令和3年度特別支援学校専門支援員の配置について	特別支援教育課
140	令和3年2月	北海道教育委員会特定事業主行動計画に係る実績について	教職員課
141	令和3年2月	令和3年度高等学校時間講師等経費の配分等について	教育政策課
142	令和3年2月	令和3年度道立特別支援学校管理運営費に係る報酬執行見込額調査について	特別支援教育課
143	令和3年2月	見学旅行引率諸経費に係る決算見込額調査について	高校教育課 特別支援教育課
144	令和3年2月	校内・地域教職員研修促進費（従来分）の算定基礎数値調査について	教育環境支援課
145	令和3年2月	多様なタイプの高校の自己評価及び教育活動に関する調査について	高校教育課
146	令和3年2月	学校保健委員会の設置状況等調査	健康・体育課
147	令和3年2月	令和2年度卒業生（令和3年3月卒業）の進路内定・決定状況調査について	特別支援教育課
148	令和3年2月	令和3年度理科教育設備整備費等の事業計画について	特別支援教育課
149	令和3年2月	公立高等学校及び中等教育学校における卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について	高校教育課
150	令和3年3月	令和3年度理科教育設備に係る要望調べについて	高校教育課
151	令和3年3月	公立高等学校及び中等教育学校における入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査	高校教育課
152	令和3年3月	第2次募集後の入学予定者数等について	高校教育課
153	令和3年3月	令和2年度特別支援学級進路状況調査	特別支援教育課
154	令和3年3月	令和2年度歳入予算（授業料関係）の決算見込額調について	高校教育課
155	令和3年3月	令和2年度特別支援学校訪問教育指導旅費所要額調について	教育政策課
156	令和3年3月	会計伝票等の所要数調べについて	総務課
157	令和3年3月	令和3年度被服貸付に係る所要数調について	特別支援教育課
158	令和3年3月	令和3年度道立学校間連携について	高校教育課
159	令和3年3月	令和3年度道立高等学校の被服貸付について	高校教育課



## 北海道教育推進会議委員名簿

(任期：令和元年(2019年)12月1日 ～ 令和3年(2021年)11月30日) (敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 業 等	備 考
大 野 栄 三	北海道大学大学院教育学研究院教授	
水 上 丈 実	北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻教授	
本 庄 幸 賢	当別町教育委員会教育長	～R2. 3. 31
南 條 宏	栗山町教育委員会教育長	R2. 5. 13～
五十嵐 充	苫小牧市教育委員会教育長	R2. 5. 13～
大 石 幸 志	札幌市立豊平小学校長	～R2. 3. 31
神 谷 敦	札幌市立篠路小学校長	R2. 5. 13～
新 沼 潔	登別市立緑陽中学校長	～R2. 3. 31
鎌 田 浩 志	岩見沢市立北村中学校長	R2. 5. 13～
青 田 基	北海道PTA連合会顧問	～R2. 6. 13
萩 澤 教 達	北海道PTA連合会顧問	R2. 7. 8～
朝 倉 由紀子	S O C株式会社代表取締役社長	
中 村 栄 作	株式会社北海道二十一世紀総合研究所代表取締役会長	
久 野 信 之	学校法人立命館常務理事(一貫教育担当)	
倉 田 信 子	臨床心理士	
保 前 明 美	放課後子ども教室運営団体代表	
滝 本 修 士	学校法人北海道科学大学理事長・学長政策室主任	(公募)

# 北海道教育推進会議条例

平成28年3月31日  
条例第20号

## (設置)

**第1条** 北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

**第2条** 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の点検及び評価について調査審議すること。
- (2) 知事又は教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更について調査審議すること。

2 推進会議は、教育の振興に関する施策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

## (組織)

**第3条** 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 推進会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

## (委員及び特別委員)

**第4条** 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育に関する職務に従事する者
- (3) 児童又は生徒の保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

**第5条** 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第6条** 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (専門部会)

**第7条** 推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、推進会議から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

## (会長への委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される推進会議の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年11月30日までとする。

# 北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価に関する教育委員会規則

平成20年5月20日  
教育委員会規則第20号  
改正：平成27年3月31日  
教育委員会規則第2号

(趣旨)

**第1条** この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「事務の点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、道民への説明責任を果たすため、その実施に関する基本的事項を定めるものとする。

(事務の点検及び評価等)

**第2条** 教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により報告書を作成したときは、議会にこれを提出するとともに、公表するものとする。

(学識経験を有する者の知見の活用)

**第3条** 教育委員会は、事務の点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

2 前項の教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する方法は、別に定める。

(実施方針)

**第4条** 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の時点に関する事項
- (5) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (6) 事務の点検及び評価の結果の事務への反映に関する事項
- (7) 事務の点検及び評価に関する情報の公表に関する事項
- (8) 事務の点検及び評価の充実のために必要な措置に関する事項
- (9) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

(補則)

**第5条** この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教育委員会規則第2号）

この教育委員会規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定を除き、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

# 北海道教育委員会の事務の点検及び評価に関する実施方針

(平成21年5月19日教育長決定)

## 1 趣旨

北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第20号）第4条の規定に基づき、この実施方針を定める。

## 2 基本的な方針

社会経済情勢の変化や道民のニーズに適切に対応し、教育委員会が策定した計画の着実な推進を図るため、事務の点検及び評価を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにするとともに、その結果を公表し道民に対する説明責任を果たすものとする。

## 3 事務の点検及び評価の対象

### (1) 教育委員会の活動状況

- ア 教育行政に関わる規則・計画の策定の状況
- イ 市町村、関係団体等に対する指導・助言・援助の状況
- ウ 道民に対する情報提供の状況

(2) 北海道教育推進計画（以下「推進計画」という。）に掲げる「施策項目」

(3) 上記（1）及び（2）のほか、教育委員会が実施する事務全般とする。

## 4 事務の点検及び評価の視点

- (1) 教育委員会の活動状況の現状と課題、今後の取組方向
- (2) 推進計画に掲げた「施策の対応方向」の推進状況
- (3) 主な事業の実施状況

## 5 事務の点検及び評価の時点

前年度に実施した事務について評価を行うものとする。

## 6 事務の点検及び評価の実施方法

- (1) 各課長及び参事は、点検・評価を行うために必要な調書（以下「評価調書」という。）を作成し、総務政策局教育政策課長に提出するものとする。
- (2) 事務の点検及び評価を行うにあたっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- (3) 教育長は、各課長及び参事が作成した評価調書をもとに、事務の点検及び評価の結果に関する報告書案を作成し、教育委員会の会議に付議するものとする。

## 7 事務の点検及び評価の結果の反映

事務の点検及び評価の結果については、重点施策の展開、予算編成、組織機構改正、事務事業の見直し等の事務改善など、教育行政のあらゆる分野に反映させるものとする。

## 8 事務の点検及び評価に関する情報の公表

事務の点検及び評価に関する情報については、北海道教育委員会のホームページへの掲載及び教育委員会情報コーナーで閲覧に供するなど、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるものとする。

## 9 事務の点検及び評価の充実

事務の点検及び評価の充実のため、他の教育委員会における実施事例の調査など、事務の点検及び評価の向上に努めるとともに、事務の点検及び評価に関する研修の機会の確保など職員の資質の向上に努めるものとする。

## 10 その他

その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に総務政策局長が定める。